

平成 29 年 12 月定例会

御杖村議会会議録

平成 29 年 12 月 7 日 開会

平成 29 年 12 月 15 日 閉会

御杖村議会

◎目 次

| | |
|---|------|
| 第 1 号 (12月7日) | 1 - |
| ◎議事日程 | 2 - |
| ◎本日の会議に付した事件 | 3 - |
| ◎出席議員(8名) | 3 - |
| ◎欠席議員(0名) | 3 - |
| ◎会議録署名議員 | 3 - |
| ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名 | 3 - |
| ◎職務のため議場に出席した事務局職員 | 4 - |
| 〔発言記録〕 | 5 - |
| ◎開会及び開議の宣告 | 5 - |
| ◎会議録署名議員の指名 | 5 - |
| ◎会期の決定 | 5 - |
| ◎諸般の報告(議会運営委員会) | 5 - |
| ◎諸般の報告(例月監査) | 6 - |
| ◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会) | 6 - |
| ◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会) | 7 - |
| ◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会) | 7 - |
| ◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会) | 8 - |
| ◎行政報告 | 9 - |
| ◎一般質問(山岡隆良君) | 11 - |
| ◎承認第7号 専決処分の承認を求めること(平成29年度御杖村一般会 計補正予算)(第4号)〔上程、説明、質疑、付託〕 | 15 - |
| ◎承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度御杖 村一般会計補正予算)(第5号)〔上程、説明、質疑、付託〕 | 16 - |
| ◎議案第30号 御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分 に関する条例の制定〔上程、説明、質疑〕 | 18 - |
| ◎議案第31号 御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一部 を改正する条例の制定〔上程、説明、質疑〕 | 18 - |
| ◎議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定〔上程、説明、質疑〕 | 19 - |
| ◎議案第33号 御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正 する条例の制定〔上程、説明、質疑〕 | 20 - |
| ◎議案第34号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例の制定〔上程、説明、質疑〕 | 20 - |
| ◎議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定〔上程、説明、質疑〕 | 21 - |
| ◎議案第36号 みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定 | |

| | | |
|---|----|---|
| 〔上程、説明、質疑〕 | 22 | - |
| ◎議案第 37 号 御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定 〔上程、説明、質疑〕 | 23 | - |
| ◎議案第 38 号 みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定〔上程、 説明、質疑〕 | 23 | - |
| ◎議案第 39 号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定〔上程、説明、質疑〕 | 24 | - |
| ◎議案第 40 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定 〔上程、説明、質疑、付託〕 | 25 | - |
| ◎議案第 41 号 平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）の議定〔上程、説明、質疑、付託〕 | 29 | - |
| ◎議案第 42 号 平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）の議定〔上程、説明、質疑、付託〕 | 30 | - |
| ◎議案第 43 号 平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号） の議定〔上程、説明、質疑、付託〕 | 31 | - |
| ◎諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める〔上程、説明、 質疑、討論、採決〕 | 32 | - |
| ◎同意第 16 号 御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求める〔上程、 説明、質疑、討論、採決〕 | 33 | - |
| ◎同意第 17 号 御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を 求める〔上程、説明、質疑、討論、採決〕 | 34 | - |
| ◎散会の宣告 | 35 | - |
| 第 2 号（12 月 15 日） | 37 | - |
| ◎議事日程 | 38 | - |
| ◎本日の会議に付した事件 | 39 | - |
| ◎出席議員（8 名） | 39 | - |
| ◎欠席議員（0 名） | 39 | - |
| ◎会議録署名議員 | 39 | - |
| ◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名 | 39 | - |
| ◎職務のため議場に出席した事務局職員 | 39 | - |
| 〔発言記録〕 | 40 | - |
| ◎開議の宣告 | 40 | - |
| ◎承認第 7 号 専決処分の承認を求める（平成 29 年度御杖村一般会計補正 予算（第 4 号）、 承認第 8 号 専決処分の承認を求める（平成 29 年度御杖村一般会計補正 予算（第 5 号）〔報告、質疑〕 | 40 | - |
| ◎承認第 7 号 専決処分の承認を求める（平成 29 年度御杖村一般会計補正 予算（第 4 号）〔討論、採決〕 | 41 | - |

| | |
|--|------|
| ◎承認第 8 号 専決処分承認を求めることについて（平成 29 年度御杖村 一般会計補正予算（第 5 号）〔討論、採決〕 | 41 - |
| ◎議案第 30 号 御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に 関する条例の制定〔討論、採決〕 | 42 - |
| ◎議案第 31 号 御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一部を 改正する条例の制定〔討論、採決〕 | 42 - |
| ◎議案第 32 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定〔討論、採決〕 | 42 - |
| ◎議案第 35 号 一般職員の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定〔討論、採決〕 | 43 - |
| ◎議案第 36 号 みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定 〔討論、採決〕 | 44 - |
| ◎議案第 37 号 御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定 〔討論、採決〕 | 44 - |
| ◎議案第 38 号 みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定〔討論、採決〕 | 44 - |
| ◎議案第 39 号 御杖村の公の施設の指定管理の指定〔討論、採決〕 | 45 - |
| ◎議案第 40 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定、 議案第 41 号 平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） の議定、〔報告、質疑〕 | |
| 議案第 42 号 平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） の議定、〔報告、質疑〕 | |
| 議案第 43 号 平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号） の議定、〔報告、質疑〕 | 45 - |
| ◎議案第 40 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定 〔討論、採決〕 | 46 - |
| ◎議案第 41 号 平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）の議定〔討論、採決〕 | 47 - |
| ◎議案第 42 号 平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）の議定〔討論、採決〕 | 47 - |
| ◎議案第 43 号 平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号） の議定〔討論、採決〕 | 47 - |
| ◎議員派遣〔上程、採決〕 | 48 - |
| ◎閉会中の継続審査申出〔上程、採決〕 | 48 - |
| ◎閉議及び閉会の宣告 | 48 - |
| ◎会議録署名 | 49 - |

第 1 号 (12月7日)

平成 29 年 12 月 7 日
開議 午前 10 時 00 分

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- ・ 議会運営委員会
 - ・ 例月出納検査
 - ・ 東宇陀環境衛生組合議会
 - ・ 桜井宇陀広域連合議会
 - ・ 奈良県広域消防組合議会
 - ・ 宇陀衛生一部事務組合議会
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 4 号)について)
- 日程第 7 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 5 号)について)
- 日程第 8 議案第 30 号 御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処
分に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 31 号 御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 32 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 11 議案第 33 号 御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 34 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 35 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 14 議案第 36 号 みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 15 議案第 37 号 御杖村自然休暇村設置条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 16 議案第 38 号 みつえ温泉施設条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第 17 議案第 39 号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)
- 日程第 18 議案第 40 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 6 号)の議定

- について
- 日程第 19 議案第 41 号 平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)の議定について
- 日程第 20 議案第 42 号 平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の議定について
- 日程第 21 議案第 43 号 平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 2 号)の議定について
- 日程第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 23 同意第 16 号 御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24 同意第 17 号 御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 盛岡英成君 | 副議長 | 山岡隆良君 |
| 1番 | 葛城昌俊君 | 2番 | 古川芳明君 |
| 3番 | 吉田俊弘君 | 5番 | 松岡一生君 |
| 6番 | 木村忠雄君 | 8番 | 山崎往男君 |

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

1番 葛城昌俊君 8番 山崎住男君

◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|-----------|--------|
| 村長 | 伊藤収宜君 |
| 教育長 | 丸山栄君 |
| 総務課長 | 徳田和則君 |
| 住民生活課長 | 西岡悦夫君 |
| 産業建設課長 | 藤田辰猪君 |
| むらづくり振興課長 | 今西孝之君 |
| 保健福祉課長 | 寺前多恵子君 |
| 教育委員会次長 | 明田光弘君 |

会計管理者 鈴木敏夫君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 中嶋英樹君 |
| 書記 | 富士本清明君 |

〔 発言記録 〕

(午前 10 時 00 分 開議)

◎開会及び開議の宣告

○議長（盛岡英成君） 皆さん、おはようございます。

本日、12 月定例会をご案内させていただきましたところ、出席をいただきまことにありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますから、平成 29 年 12 月御杖村議会定例会は成立いたしました。よって、ただ今から、開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、別紙日程表のとおりとします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（盛岡英成君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 127 条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、8 番山崎往男君、1 番葛城昌俊君を指名します。

◎会期の決定

○議長（盛岡英成君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から 12 月 15 日までの 9 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から、12 月 15 日までの 9 日間に決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

○議長（盛岡英成君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、11 月 27 日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山崎往男君。

○議会運営委員長（山崎往男君） ただいま議長より指名がございましたので、議会運営委員会の議会の結果報告を申し上げたいと思います。

当委員会は、去る 11 月 27 日に委員会を開催いたしました。全委員が出席のもと、12 月定例会の運営について協議を行いました。

まず、村長より提案されております専決処分の承認 2 件、条例制定 9 件、指定管理 1 件、補正予算 4 件、人事案が 3 件の合計 19 の案件につきまして、徳田総務課長から概略の説明をいただきました。

その後、会期及び会期中の日程につきまして協議を行い、12 月定例会の会期を、12 月 7 日から 15 日までの 9 日間とし、予算決算委員会を 11 日、全員協議会を 13 日、続会議を 15 日とし、いずれも午前 10 時から開会と決定いたしました。

次に、一般質問について協議を行い、通告締め切りを 11 月 30 日とし、質問

日は開会日の12月7日、本日と決定をいたしました。

次に、開会日と続会議における、議事日程及び議事進行の取り扱いに関して協議を行い、両日の議事日程案を作成しました。

最後に、次回3月定例会の会期等を検討する必要があることから、「閉会中の継続調査申出書」を続会日に提出することを決定いたしまして、委員会を閉じました。

なお、各案件の詳細につきましては、議事日程に添って提案理由の説明がありますので、個々の内容につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

◎諸般の報告（例月監査）

- 議長（盛岡英成君） 次に、監査委員より、例月出納検査について8月から10月分の結果報告書をいただいております。抜粋の写しを配付しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 次に、一部事務組合に関する報告を行います。
去る9月19日と11月15日に開催されました、東宇陀環境衛生組合議会の報告を求めます。
派遣議員 古川芳明君。
- 派遣議員（古川芳明君） 先ほど、議長からありましたように、先般9月の臨時会、11月の定例会についてご報告申し上げます。
まず最初に、平成29年東宇陀環境衛生組合臨時会について報告いたします。
去る9月19日午後3時30分より、平成29年第2回東宇陀環境衛生組合臨時会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。御杖村からは組合副議長として山崎議員、組合議員として松岡議員、私、古川が出席いたしました。
組合議会臨時会については、10名出席で議会は成立し、その後、日程に基づき会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶の後、議事に入りました。付議されました案件は、議案第6懲戒免職等取り消し請求事件の判決結果について、以上1件が提案されました。
議案第6号については、平成29年9月7日大阪高等裁判所により言い渡された判決を受け入れるという内容になっております。以上1件が原案どおり、全会一致により承認され、午後4時43分に閉会いたしました。
続きまして、平成29年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会について報告いたします。
去る11月15日午後3時より平成29年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。本村からは組合副議長として山崎議員、組合議員として松岡議員、古川、私が出席いたしました。
組合議会定例会については、9名の出席で議会は成立し、その後、日程に基づき会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶の後、議事に入りました。付議された案件は、認定第1号平成28年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、議案第7号平成29年東宇陀環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、以上2件が提案されました。

上記 2 件が原案どおり、全会一致により承認され、午後 4 時に閉会いたしました。

以上、東宇陀環境衛生組合の臨時会、定例会の報告とさせていただきます。

◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会）

- 議長（盛岡英成君） 続いて、11 月 21 日に開催されました桜井宇陀広域連合議会の報告を求めます。

派遣議員 山崎往男君。

- 派遣議員（山崎往男君） ただいま、議長のほうから報告の指名がございました。去る 11 月の 21 日に開催をされました桜井宇陀広域圏の定例会、第 2 回目でございますが報告を申し上げたいと思います。

当日は 3 件の議案が提案をされました。それぞれ、この 3 件につきましては 28 年度の決算認定の提案でございました。一般会計、それから特別会計 2 件、この 3 件の審議をいたしました。結果でございますけれども、まず日程第 4 の認定第 1 号でございます。これは、平成 28 年度桜井宇陀広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

まず、この一般会計の決算の内容につきまして、額だけを概略ご報告を申し上げたいと思います。

一般会計歳入合計が 1,483 万 1,034 円、歳出が 1,159 万 9,533 円、歳入差し引き 323 万 1,501 円でございます。単年度収支は、前年度の繰越金 263 万円がございますので、単年度収支は 60 万…ということでございます。

それから特別会計のふるさと町村圏基金特別会計でございます。これにつきましては、歳入合計が 1,224 万 9,325 円、支出が 887 万 5,218 円、歳入歳出差し引き 337 万 4,107 円が繰り越しとなるわけでございます。単年度収支といたしましては、前年度の繰越金が 182 万 6,904 円ございますので、単年度収支といたしまして 154 万 7,203 円ということでございます。

それから、介護保険特別会計でございます。これにつきましては、歳入合計が 5,845 万 7,269 円、歳出が 1,049 万 7,316 円でございます。これにつきましても、前年度の繰越金が 939 万 5,433 円ございますので、単年度収支といたしまして 110 万 913 円でございます。

以上、それぞれこの 3 件につきまして、全会一致のもと原案認定をされました。以上でございます。詳細につきましては、必要ございましたら、また後日でもご説明をさせていただきたいと思っておりますので、とりあえずは概略のご報告とさせていただきます。

以上でございます。

◎諸般の報告（奈良県広域消防組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 続いて、11 月 24 日に開催されました、奈良県広域消防組合議会の報告を求めます。

派遣議員 山岡隆良君。

- 派遣議員（山岡隆良君） おはようございます。ただいま、議長から許可をいただきましたので、平成 29 年奈良県広域消防組合議会第 2 回定例会のご報告をさせていただきます。

奈良県広域消防組合第2回定例会は、去る平成29年11月24日（金）午後3時40分から奈良県広域消防本部5階において開催されました。定例会は、総議員25名中23名の出席により開催され、宇陀郡を代表し組合議会議員でもあります私、山岡が出席させていただきました。

青木弘行議長の開会宣言の後、森下奈良県広域消防組合管理者挨拶の後、会議に入り、議事日程により会期の決定、会期は1日、会議録署名議員の指名については4番植村ケイ子議員と12番楠本勝議員が指名されました。議長報告は、平成29年4月から9月までの月例出納検査の結果並びに管理者行政報告がありました。

続いて、一般質問の事前通告があり、20番御所市の小松久展議員より平成23年度組合設立準備及び平成26年4月組合設立時における市町村合意された内容と中長期ビジョンの乖離についてということで質問が行われました。質問内容として、住民サービスの向上と充実について、各自治体の消防費がアップする理由について、自賄い制度について、給料体制の一本化について、奈良市・生駒市の脱退理由について、消防体制に関する知事の意向についてというふうなことで出され、最後に議論はいろいろとされましたが、消防長、管理者より説明された後、事業はスピード感を持って進めていただきたいというふうな内容で締めくくられました。

次に、審議の課程について報告します。最初に、報告第5号 損害賠償についての専決処分報告について、不注意により5件の事故が発生しましたと。今後、事故がないように職員による研修会などを行うというふうな報告がありました。

次に、認定第1号平成28年奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定についての認定があり、承認されました。

続けて、認定2号から13号まで平成28年度奈良県広域消防組合山辺、桜井、五條、大和郡山、西和、宇陀、葛城、吉野中和、中吉野、香芝、広陵、野迫川消防事業特別会計歳入歳出決算認定について13議案が提案され、全て認定されました。

以上、全ての議事日程が終了し、青木議長、森下管理者の閉会挨拶後、午後4時15分に閉会しました。

なお、議会開催に先立ち、午後2時から3時40分までの間、全員協議会が開催され、上記提出案件の説明及び一般質問申し合わせ事項について、議長より本会議に付する議案についての見出し説明が行われました。

また、消防長より中長期ビジョンについての変更、追加についても説明がありましたが、詳細報告はこの場では割愛させていただきます。

以上、平成29年度第2回奈良県広域消防組合議会報告とさせていただきます。ありがとうございました。

◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）

○議長（盛岡英成君） 続いて、12月1日に開催されました宇陀衛生一部事務組合議会の報告を求めます。

派遣議員 吉田俊弘君。

○派遣議員（吉田俊弘君） 平成29年度宇陀衛生一部事務組合の議会の報告をい

たします。開会は、会議は平成 29 年 12 月 1 日 5 時 30 分、宇陀市農林環境改善センター農林会館で行いました。本村から山岡議員と私が出席いたしました。議長として、宇陀市の勝井太郎ほか、議員 12 名で議会を開催いたしました。議案 3 件、認定 1 件で審議、議決いたしました。

内容といたしましては、議案第 4 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正する条例について、議案第 5 号宇陀衛生一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 6 号平成 29 年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について、それから認定第 1 号平成 28 年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出決算についての認定でございます。それから、議案第 6 号の明細ですけれども、宇陀衛生一部事務組合一般会計補正予算既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 645 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,067 万 7,000 円とするということでございます。歳入は、1 億 3,637 万 7,000 円、歳出が 1 億 3,630 万 7,000 円となっております。

続きまして、宇陀一部事務組合一般会計歳入歳出の決算書でございますけれども、歳入総額が 1 億 8,354 万 4,380 円、歳出総額が 1 億 7,450 万 8,469 円となっております。歳入歳出差引額が 903 万 5,911 円でございます。実質収支額が 903 万 5,911 円でございます。これが平成 28 年度の宇陀衛生一部事務組合の歳入歳出決算額となっております。

詳細については、また詳しいことはまた後日お願いしたいと思います。それと昨年度、一部事務組合で発生しました職員の職場でのパワハラ、いじめ、それから指導などで怒鳴られる等の案件で裁判を行ってございましたけれども、原告との和解が成立し解決いたしましたことをご報告させていただきます。

宇陀一部事務組合議会よりは、以上で報告を終わります。

○議長（盛岡英成君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言を求められていますので、これを許可します。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） おはようございます。

本日は、ここに 12 月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはご参集をいただきましてまことにありがとうございます。平素は、村行政の推進に格別のご指導とご協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。私から、直近の主な事項について行政報告をさせていただきます。

初めに、先月に行いました国会議員への陳情活動につきまして、今回の陳情では主として国道 368 号線の通行混乱箇所の早期改良のお願いに合わせて、阪神地域からのアクセスの整備問題等について、多くの国会議員事務所を訪問させていただきました。訪問先では、国会議員に直接陳情できることは少ないことから、陳情の問題を知ってもらうため、作成資料で実際に見て説明を聞いていただき、しっかりと意見を伝えるとともに、貴重な助言もいただきました。また、関係者の配慮により、自民党本部への訪問もすることがで

き、当初陳情予定のない議員にも面会し、現状を伝えることができました。

今後も村の課題について、実情や心情をダイレクトに訴え、善処していただけるよう、引き続き陳情活動を行っていきたく思っております。委員の皆様には、過密スケジュールの陳情活動、本当にお疲れさまでございました。

2点目に、10月22日から23日にかけて本村に襲来しました台風21号の被害についてでございます。

この台風によりまず降り始めからの雨量は、総雨量457ミリメートルを記録しました。この状況の中、国道369号が宇陀市榛原内牧付近の崩土により通行止となり、さらに椀坂から室生方面への県道も崩土冠水により通行止となりました。このため、村民の生活に大きな影響を及ぼしました。また、幸いにいたしまして、国道369号は23日の夕方には片側通行が可能となり、また県道曾爾名張線も曾爾村落合付近の土石崩落より、約1カ月間通行止が続いておりましたが、ようやく先月21日片側通行が可能になりました。

災害関係予算につきましては、全体で専決処分を含めまして、約5,200万円を本12月定例議会に提案し、ご審議をいただく予定でございます。

3点目に、観光振興についてですが、現在、村の魅力の情報発信と知名度の向上、また同時に、観光客をふやす取り組みを行っているところです。本年度で2回目の開催となる「ザ! 雑巾ダッシュ in みつえ」を御杖体験交流館において10月9日の体育の日に開催をし、村の魅力の発信を行いました。このイベントは、101メートルの廊下を利用した7種目の雑巾がけのタイムレースで、当日は延べ151名の方に参加をいただきました。イベントの開催に当たり、テレビ、新聞等の報道関係者にプレスリリースを行った結果、多くのメディアに取り上げていただき、知名度の向上にもなったのではと考えております。

今後も観光イベントを通じ、村の魅力の発信と知名度の向上に努めてまいりたいと考えております。

4点目に、9月末に実施いたしました総合教育会議の報告をいたします。

まず、教職員の定数施策であります。昨年の保護者説明会でご理解をいただいていると思っておりますが、児童・生徒の減少傾向が進む中において複式学級はやむを得ず、現場の教職員の先生については今後とも複式学級のための研修、研さんを積んでいただかなければならないところでございます。しかしながら、現行の人数を超えることは考えられず、少なくとも、現行の2名、もしくは状況によりまして1名減の方向しかないものと考えております。

次に、小・中一貫教育の取り組みにつきましては、次年度より施行をさせていただく方針ですが、当面は施設分離型からスタートし、幅広いご意見を聞きながら施設一体型に移行したいと考えています。また、施設一体型化につきましては、財政的な点を考慮して現行の施設の活用を前提としたいと思っており、そのため調査費、あるいは改造経費等については当初予算、補正予算等で弾力的に対応をしていきたいと考えております。

最後に、本定例会でご審議をお願いいたします案件は、専決処分を初め平成29年度御杖村一般会計及び特別会計補正予算、条例の制定、人事案件などを含めまして19件となっております。各会計の補正予算並びに諸議案の内容につきましては、別途ご説明をさせていただきたいと思っておりますが、いずれも重要な議案ばかりでございますので、何とぞ格別のご理解をいただきまして、よろしくご審

議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。これで、行政報告を終わります。

◎一般質問（山岡隆良君）

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第5、一般質問を行います。

山岡隆良君。

○4 番（山岡隆良君） 盛岡議長の許可をいただきましたので、少し質問時間をいただき村長へ質問させていただきます。

我が国の人口は、2008 年をピークとして減少社会に入っており、今後 2050 年には 9,700 万人程度となり、2100 年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの統計があります。このような現状を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題となっていることから、国では平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成できることを大きな目標として制定されました。本村でも人口減少をいかに食い止めるかが喫緊の課題で、国勢調査によると昭和 55 年、1980 年には 3,430 人であった人口は、平成 22 年、2010 年に 2,102 人と大きく減少しており、さらに平成 29 年 11 月現在では 1,695 人と激減している実態の中、平成 28 年 1 月こうした人口減少に歯どめをかけるべく、これからも村内の各大字がそれぞれ自律し、お互いに支え合い住みやすい村であり続けるためには、加速する人口減少のスピードを抑制するとともに、村の将来を担う人たちの定住や、本村への移住を進めていく必要があるということで「御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されております。

そのような中、村では「地方創生を実現する創生の杖」をテーマの四つ目の基本目標として設定されており、一つ目が「地域ブランドで仕事をふやす」二つ目に「新しい人の流れをつくる」三つ目に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」四つ目に「村内で安心な暮らしを続ける」とあり、村長は 9 月定例議会における行政報告で地域資源を活用した商品開発について御杖村の観光資源・農業資源・森林資源などに現有する資源を活用し、経済性や市場性、そして生産性を勘案した商品開発を行ってまいります。

また、本年度は潜在する資源の掘り起こしを行い、商品化の可能性について検討するために、6 月に公募型プロポーザル方式により株式会社 J プロデュースに業務委託したとあり、今回の調査結果を踏まえ、今後市場性や収益性を考慮し、新事業の展開を目的とした地域商社（仮称）株式会社御杖村の設立に向けた検討を進めていきたいという報告をされていますが、現時点までの調査結果等についての進捗などを教えていただけないでしょうか。

2 点目について、「新しい人の流れをつくる」という目標の中で交流人口を拡大し、移住の促進を方策に掲げていますが、先日、宇陀郡正副議長会において、群馬県上野村へ視察研修に行かせていただきました。その中で感じたこと、学んだことから本村でも実行できないかと考え質問させていただきますが、その前に、少し上野村について紹介させていただきます。

先日、小型ヘリが墜落し 4 名の方がお亡くなりになったという悲しいニュース

が流れていましたが、さらに 32 年前には日本航空 123 便が御巢鷹の尾根に墜落し乗客乗員 520 名の尊い命が絶たれたということで村内の楯原地区には慰霊の園が建てられ、毎年 8 月 12 日に遺族の方々がお参りされている姿がテレビで毎年放映されています。また、そのとき最初に救助に当たったのが上野村消防団であったということです。

東京から車で 3 時間超、電車バスで正味 4 時間で乗り継ぎを考えると 5 時間ないし 6 時間ぐらいかかりそうなところですよ。

村の概要は、群馬県南西部に位置し群馬県で一番小さい村と云うことですが、面積は 181.85 平方キロメートルと本村の倍以上あり、標高は 500 メートル以上で集落が点在している村です。人口は平成 29 年 11 月現在 1,234 人、その内 260 人は I ターン者で村の総人口の 20% 超に上っているということで、平成元年度より過疎からの脱却のためには、何よりも若い力の結集が必要というところから若い世代の定住対策を実施してきているということでありました。

具体的には、定住者が村内で安心して暮らし続けられる雇用の場の創出、定住者が比較的安価に居住できる村営住宅、アパートの整備、定住を考えながらも財政的な不安から躊躇している人に対する生活支援金の提供などです。

そこで、当村においても同じ環境、いや田畑のない上野村よりは恵まれた環境にあると思える村で今後 I ターンや U ターン者をふやせる魅力ある施策の実行について、村に定住する意思のある満 45 歳未満の方を対象として、移住者に対する生活補助金支給や結婚祝い金制度、住宅取得応援金制度の設立、また既に村内在住の子育て世代に対する誕生祝い金、3 人目以降の子供に対する養育手当、小中学校に入学するお子様のための入学祝い金制度、高校から大学・専門学校を含めて通学助成金制度、村内在住を約束してくれる、村内で働く事を約束してもらえる人への奨学金制度等について設置できないかということで検討をお願いできないでしょうか。

今後、5 年 10 年先を見たとき本村にある、観光施設や介護施設、村の行政機関や民間事業所が生き残っていくためにも若い力が必要であると考え、以上 2 点について質問させていただきます。どうかよろしくお願ひします。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ただいまの山岡議員の一般質問についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、1 点目の地域資源活用事業において現時点での調査結果等についての進捗を聞きたいとの質問についてでございますが、9 月定例議会の際に報告させていただいたように、本年度より進めております地域資源活用事業につきましては、株式会社 J プロデュースに業務委託し、御杖村の観光資源・農産資源・森林資源など現有する資源を掘り起こし、商品化の可能性について検討をしていくことにいたしました。ことし 7 月から専門家を交え、御杖村の地域資源調査を実施いたしました。

その結果、観光資源に関しましては、旅行村など人気は高いものの、どうしても気候的に冬場の利用が少なく通年を通しての集客は難しいということがございます。

また、農産資源に関しましては、そもそも耕作面積が狭く生産量に限りがある

ことから、御杖村の誇れる資源としては村の約 90%を占める森林資源であるということでございます。確かに、今の日本の林業は斜陽産業、衰退産業と言われており、資源の活用は難しいかもしれません。しかし、森林資源をうまく活用することができれば村を大きく変えることも可能ですし、言い換えれば、村を再生するポテンシャルを有しているとの判断をし、本事業では森林資源の活用を中心に進めていくことといたしました。

日本の木材は、生育する気候や風土により高品質な木材であることは世界的にも評価されており、昨今の日本も木材は中国、韓国を初めとしたアジア各国に輸出されております。そこで、森林の減少と高温多湿な気候からコンクリート建築物が多く建てられているタイをターゲットにいたしまして、村の木材を使った木造建築の普及事業ができないか、タイの大学と一緒に検討を進めていくことといたしました。タイの学生を御杖村に受け入れ、木造建築の技術習得研修プログラムを実施できればと考えているところでございます。また、タイの大学構内に御杖村の木材を使ったモデルハウスが建築できればと思っております。タイにおきましては、建築技術者の養成から始めることが木造建築の普及であり、村の木材の需要拡大につながることから、時間はかかるものの、確実に成果を出していきたいと考えております。

次に、国内においては、昨今のキャビンといいますか小屋需用の高まりをチャンスとし、間伐材を活用したキャビンの製造、販売を検討しております。キャンプ場におけるキャビン宿泊の人気は非常に高くなっておりますことから、今後、各キャンプ場においてもキャビンの購入、設置がふえていくと考えられております。

先日、この販売に当たって、休暇村サービス株式会社社長が村に来られ、森林組合と打ち合わせを行い、実行に向けてのキックオフミーティングを行いました。休暇村サービス株式会社は、国民休暇村のグループ会社で指定管理者として実態の宿泊施設の運営を行っている会社です。全国のキャンプ場や宿泊施設とも近く、営業パートナーとしては最適であると考えております。

今後は、モデルハウスの設計を行い、販売方法や輸送方法など商品化に向けての具体的な検討を行っていききたいと考えております。

次に、森林資源を活用した雇用促進、移住定住者の拡大施策として自伐型林業の展開を検討しているところでございます。自伐型林業とは、大型重機を用いずコストをかけずに木を伐り出し、少人数で小ロットの販売を行うことで収益を確保する副業型林業です。今の木材価格では、木を伐り出しても経費のほうが高く事業として成立しないことは事実ですが、それは専門的に伐採重機等を用いて実施する場合の話です。小型の重機などで切り出せる自伐型林業は、十分に採算性があるのと同時に、専門化し独立することも可能であることから自伐型林業従事者の育成について検討をしていききたいと考えております。

そのほかにも木材加工品の商品開発の検討をしています。現在、道の駅の直売所で販売されている木材加工品がありますが、デザイン性のある加工を加え、より付加価値のある商品の開発を行いたいと思っております。商品開発を行う際には、ブランド名やネーミングは非常に重要になってきます。そこで、現在伊勢市の事業者が立ち上げている倭姫ブランドというのがございますが、これに参加できるかどうか検討をしているところでございます。倭姫ブランドの活用は、商品により付加価値を持たせることや販路の拡大を狙うものでございます。

以上が現在委託しています地域資源活用事業の状況でございます。

次に、2点目のIターンやUターン者をふやせる魅力ある施策の実行について検討を願いたいとの質問についてですが、山岡議員の質問にありますように昨年1月に策定しました「御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、4つの基本目標を掲げています。その一つであります「新しい人の流れをつくる」では、具体的施策として移住の促進を掲げています。この施策における取り組みとして、農林業への従事、観光振興、地域おこしの支援など取り組みながら、定着・定住を図る地域おこし協力隊の受け入れや、空き家情報バンクを介して空き家の購入、賃貸する移住者に対して住宅改修費、不動産仲介手数料などの一部助成、さらには子育て世帯向けの住宅の整備などを想定しています。

今回、委員が具体的に提案していただいています移住者に対する助成支援制度につきましては、若い世代の方が定住してもらえる支援策として興味のある提案であり、今後検討していきたいと考えております。御杖村が市町村合併をせず、単独で生き残っていくという選択をした時点で、第2次御杖村行財政推進計画を策定し、事務事業の効率化や改善に努めてきました。その結果、国の制度として新たに確立されたものや成果が上がらない事業については、廃止や見直しを行っております。

今回提案していただきました施策にも、以前制度として実行してきたもので行財政改革により廃止・見直しをした事業がございます。このようなことも踏まえながら、安心して子育てができる子育て施策の充実や、学びやすい教育環境の充実のための施策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） 山岡隆良君。

○4番（山岡隆良君） どうも村長ありがとうございました。1点目の資源の活用というふうなことで、自伐型伐採従事者というふうなことで村おこし協力隊とかいろいろな形で、これからも募集した中でそういうふうなことを積極的に進めていってほしいなということを考えます。

それと、あともう一点。この月村長がタイに出張されるというふうなことで、タイの木材市場がどういうふうな形になるのかということも、うまく今後の御杖村の戦略の中に位置づけられたらいいのかなと思いますので、是非いい話なのかというふうな形で進めていくのか、どういうふうな形になっていくのかということとはよくわかりませんが、是非いい形に進むような形でご尽力申しわけないですけれどもお願いしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

それと2点目については、村内での移住・定住対策というふうなことで、外から寄ってくる人も大事なのですけれども、村内にいる人が出ていかないような仕組みというの、村長先ほど検討を加えていくということによって言ってくれましたので、いろいろな形で行財政改革の中で切った部分も過去あるということなのですけれども、やっぱりもう一度そういうふうなところを見直していただければいい村の施策になったらいいのかなというふうな提案申し上げる次第でございますので、村長のほう検討していただけたらいいかなということでしたので、よろしく申し上げます。

以上で、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（盛岡英成君） 答弁よろしいか。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 今、山岡議員がおっしゃられましたように、なかなか木材振興といいますか、木材を通じての村おこし、特産品開発、実際のところは難しいのでございます。ただ、うちの今の村の状況を考えますと、全てに当てはまることではございませんけれども、このまま何もしなければ座して死を待つばかりというような状況でございます。何かにはやはり少しでも希望があれば、挑戦していきたいという気持ちでございます。ただ、特産品開発だけではなく、定住対策についても言えることだと思います。

それと、少し特に今の進捗状況ということで特産品に関してはそういう木材を中心にと、答弁をさせていただきましたけれども、基本それだけではいけないということは思っています。農業についてもいろいろな取り組みを今させていただいております。そういう中で村の資源を活用しながら定住も含めて対策をしていきたいと、それと2点目についても施策については色々な見直しを行ってきた中ではありますけれども、やはりそれに類するものになるのか一緒のような形になるのかは別にしまして、有効な施策であれば検討していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（盛岡英成君） 山岡隆良君。

○4番（山岡隆良君） どうも村長、お忙しい中ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（盛岡英成君） これで、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。55分より再開いたします。休憩します。

（午前10時52分 休憩）

（午前10時55分 再開）

◎承認第7号 専決処分の承認を求めること(平成29年度御杖村一般会計補正予算)(第4号)〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（盛岡英成君） それでは休憩前に引き続き、会議を始めます。

日程第6、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度御杖村一般会計補正予算)(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ただいま上程となりました、平成29年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることにつきまして、地方自治法第179号、第1項の規定により、平成29年9月28日別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

本案は、10月22日に執行されました衆議院議員総選挙に係る所要経費の補正でございます。

詳細は、総務課長より説明をいたします。

○議長（盛岡英成君） 徳田総務課長。

○総務課長（徳田和則君） 今回の補正は、衆議院が9月の28日に解散したことに伴い、衆議院議員総選挙が10月10日に公示、10月22日に執行される日程が示されましたので、当該選挙執行に係る所要の予算補正を行いますとともに選

挙執行までの時間的な余裕がないことから、9月の28日に専決処分をいたしましたので、ここに報告し承認をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ285万を追加し、歳入歳出予算の総額を25億1,997万7,000円とするものでございます。

予算書の4ページの歳入をお願いいたします。

歳入から説明をいたします。歳入、款県支出金、項委託金、目総務費委託金、補正額が285万円。節区分、選挙費委託金28万5,000円ということで増額補正で衆議院議員選挙費委託金でございます。

5ページをお願いいたします。歳出でございます。款総務費、項選挙費、目衆議院議員選挙費、補正額が285万円。節区分、報酬67万1,000円、投票及び開票に係ります委員管理者立会等の報酬でございます。職員手当等114万9,000円、選挙事務従事に係ります職員の時間外の勤務手当でございます。賃金が5万5,000円、臨時職員の賃金でございます。需用費が46万2,000円、選挙の事務用品、食料等でございます。役務費14万円、入場券等の郵送料でございます。委託料31万2,000円、ポスター掲示場設置委託、使用料及び賃借料、個人演説会ということで1回に限り経費を公費で支出することになっております。

以上が、一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることにつきましてのご説明でございます。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

○議長(盛岡英成君) ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、(平成29年度御杖村一般会計補正予算)(第4号)については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度御杖村一般会計補正予算)(第5号)[上程、説明、質疑、付託]

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第7、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度御杖村一般会計補正予算)(第5号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 本案につきまして説明をさせていただきます。平成29年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年10月23日別紙のとおり専決処分したものでございます。同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

本案は、10月22日から23日にかけて本村を襲来いたしました台風21号の被害による、公共土木施設道路河川等がございます。それに係る経費の補正でございます。

詳細は、総務課長より説明をいたします。

○議長（盛岡英成君） 徳田総務課長。

○総務課長（徳田和則君） 村長が申しましたように、今回の台風により、突発に臨時的な災害関係経費が必要となったため、10月の23日に専決処分をいたしましたので、報告し承認をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億2,647万7,000円とし、合わせて地方債の変更を行うものでございます。

まず、予算書の6ページの歳出からお願いします。最終ページでございます。歳出、款土木費、項道路橋梁費、目道路維持費補正額200万円。節区分、委託料200万円、村道崩土撤去等作業ということで、川合長尾線、西川川合敷津線、ほか数カ所分でございます。款土木費、項河川維持費、目河川維持費、補正額100万円。節区分、委託料100万円、河川堆積土砂撤去等作業ということで、奥の長、ウツイ谷の2河川分でございます。

款災害復旧費、項公共土木施設災害復旧費、目公共土木施設災害復旧費、補正額350万円。節区分、委託料350万円。敷津杉平線、八十六石線、長尾太郎生線、道路3件分の測量委託分でございます。

続いて、5ページの歳入をお願いいたします。歳入、款地方交付税、項地方交付税、目普通地方交付税、補正額300万円。節区分、普通地方交付税300万円、留保分の交付税でございます。

款村債、項村債、目災害復旧事業債、補正額350万円。節区分、公共土木施設災害復旧事業債350万円、道路橋梁災害復旧事業は、起債単独債を活用いたします。起債充当率は100%でございます。

次に、3ページの地方債の補正をご覧ください。第2表、地方債補正、追加でございます。起債の目的、災害復旧事業、限度額350万円以内といたします。

以上、一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることにつきましてのご説明申し上げました。よろしくご審議をいただき、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号専決処分の承認を求めることについて、（平成29年度御杖村一般会計補正予算）（第5号）については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 30 号 御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定〔上程、説明、質疑〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 8、議案第 30 号御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） この条例は、御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてお諮りするものでございます。詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。
- 議長（盛岡英成君） 西岡住民生活課長。
- 住民生活課長（西岡悦夫君） 失礼します。提案理由の説明をさせていただきます。簡易水道事業は、独立会計により運営しており、歳入面においては水道使用料による定常的な収入がある一方、歳出面においては一般的な支出のほか施設整備、自然災害、その他の要因による突発的な支出が見込まれ、財政状況が急激に悪化するおそれのある事業形態であると言えます。このような事業財政の不安定性を緩和するため、財政調整基金の設置をお願いするものです。この条例により、基金の管理・処分について明記することとなります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号 御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 31 号 御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定〔上程、説明、質疑〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 9、議案第 31 号 御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、行政機関における個人情報の取り扱いについて定めた法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などの一部改正によりまして、御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一部を改正する内容でございます。
詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。
- 議長（盛岡英成君） 徳田総務課長。
- 総務課長（徳田和則君） 本条例の内容について説明いたします。

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法が改正され、1点目は個人情報の定義の明確化がされたこと。2点目に要配慮個人情報の取り扱いも定義され、本人の同意を得ないで取得することが原則禁止する等の規定が設けられたことから、本村もこれに合わせた規定に設け、改正を行うものでございます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号 御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定〔上程、説明、質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第10、議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、雇用保険法の一部改正により、仕事と育児の両立支援制度として、労働者の育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（盛岡英成君） 徳田総務課長。

○総務課長（徳田和則君） 本条例の内容について説明いたします。

法改正により、非常勤職員について、原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても保育所に入れない場合に限り、さらに6カ月再延長を可能にするもので、非常勤職員の育児休業は最長2歳に達するまで取得が可能に見直しをする内容でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 33 号 御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部
を改正する条例の制定〔上程、説明、質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 11、議案第 33 号 御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、平成 29 年の人事院勧告に基づき改正された特別職の国家公務員の給与に準じ、御杖村議会議員の期末手当の支給月数を改正したいので、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（盛岡英成君） 徳田総務課長。

○総務課長（徳田和則君） 本条例の内容について説明いたします。

本条例は、人事院勧告に基づき改正された特別職の国家公務員の給与に準じ、御杖村議会議員に支給されます期末手当の月数を改正するものでございます。内容としましては、期末手当を年間 3. 25 カ月から 3. 3 カ月に改正すると合わせて、次年度からの 6 月及び 12 月の支給割合を変更する改正でございます。

また、この改正は、平成 29 年 12 月 1 日から適用することといたします。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、再開日まで議案調査にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号 御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 34 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定〔上程、説明、質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 12、議案第 34 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、平成 29 年の人事院勧告に基づき改正されました特別職の国家公務員の給与に準じ、村長、副村長、教育長の期末手当の支給月数を改正したいので、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をお願いします。

○議長（盛岡英成君） 徳田総務課長。

○総務課長（徳田和則君） 本条例は、人事院勧告に基づき改正された特別職の

国家公務員の給与の改正に準じ、村長、副村長及び教育長に支給される期末手当の月数を改正するものでございます。内容としては、期末手当を年間3.25カ月から3.3カ月に改正すると合わせまして、次年度からの6月、12月の支給割合を変更する改正でございます。

また、この改正は、平成29年12月1日から適用することといたします。

以上、ご審議よろしく願います。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案について、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定〔上程、説明、質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第13、議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましても、平成29年の人事院勧告に基づき改正されました一般職の国家公務員の給与に準じ、御杖村の一般職の職員の給与について改正したいので、本条例を制定するものでございます。

詳細につきまして、担当課長から説明をいたします。

○議長（盛岡英成君） 徳田総務課長。

○総務課長（徳田和則君） それでは、内容について説明いたします。

本条例は、平成29年の人事院勧告に基づき改正された一般職の国家公務員の給与に準じ、御杖村の一般職の職員の給与等について改正をするものです。内容といたしましては、民間格差の是正のため給料表の水準の引き上げ、医療職給料表の適用を受ける職員に支給される初任給調整手当の引き上げ、勤勉手当について年間の支給月数を100分の170から100分の180に改め、平成29年12月支給分は100分の95とする改正でございます。

なお、この改正は交付の日から施行し、平成29年4月1日にさかのぼり適用するものでございます。

以上、ご審議よろしく願います。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 36 号 みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定〔上程、説明、質疑〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第 14、議案第 36 号 みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) みつえ青少年旅行村の管理運営につきましては、地方自治法第 244 条の国の規定により、御杖ふるさと交流公社に指定管理をしております。また、その利用料金につきましては条例で定められている使用料の範囲内で、村の承認を受けて指定管理者が定めることになっております。

今回、一部施設の使用料について追加及び増額改定を行いたく、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より報告をいたします。

- 議長(盛岡英成君) 今西むらづくり振興課長。

- むらづくり振興課長(今西孝之君) 提案理由について説明を申し上げます。

みつえ青少年旅行村の管理運営につきましては、先ほど村長が申しあげましたように御杖ふるさと交流公社に指定管理をし、その利用料金については指定管理者の収入として収受しています。今回の改正は、ふるさと交流公社の自主的な経営努力を発揮しやすく、条例に基づく利用料金の枠組みの中で効果的かつ効率的なサービス提供に資するよう改正するものでございます。主な内容につきましては、新たに遊具ゾーンの入園料を設定し景観整備に努めるとともに、ポブスレーの利用料金を 100 円増額し、遊具の安全管理に努めるものでございます。また、いずれの施設遊具につきましても最高額の表示にすることで、大型連休や夏休み等の繁忙期と閑散期との利用料金の差別化を図り、閑散期の利用客の増加を目指すものでございます。

また、詳細につきましては、全員協議会において説明をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長(盛岡英成君) ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号 みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定については、全員協議会において再度説明を受け、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 37 号 御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例
の制定〔上程、説明、質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 15、議案第 37 号 御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、御杖村自然休養村三季館の管理運営は、地方自治法第 244 条の 2 の規定により御杖ふるさと交流公社に指定管理をしております。また、その利用料金については条例で定められている使用料の範囲内で村の承認を受けて、指定管理者が定めることとなっております。今回、三季館の使用料について増額改定を行いたく提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

○議長（盛岡英成君） 今西むらづくり振興課長。

○むらづくり振興課長（今西孝之君） 本案についての提案理由の説明を申し上げます。自然休養村三季館の管理運営につきましては、先ほど村長が申しあげましたように御杖ふるさと交流公社に指定管理し、その利用料金については指定管理者の収入として収受しております。今回の改正は、ふるさと交流公社の自主的な経営努力を発揮しやすく、条例に基づく利用料金の枠組みの中で効果的かつ効率的なサービス提供に資するよう改正をするものでございます。主な内容といたしましては、三季館の宿泊料金を 500 円増額改定するものでございます。三季館の宿泊料金につきましては、平成 8 年 4 月 1 日より現在の料金で営業を行ってききましたが、この間の食材費、光熱費等の値上げに対応するため、今回増額を行うものでございます。また、最高額の表示にすることで、大型連休や夏休みなどの繁忙期と閑散期との利用料金の差別化を図れるようにするものでございます。詳細につきましては、全員協議会において説明をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会において再度説明を願うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号 御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定については、全員協議会で再度説明を受け、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 38 号 みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定
〔上程、説明、質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 16、議案第 38 号 みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） みつえ温泉姫石の湯の管理運営につきましては、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、御杖ふるさと交流公社に指定管理をしています。また、その利用料金については、条例で定められている使用料の範囲内で村の承認を受けて、指定管理者が定めることになっています。今回、温泉施設の使用料について最高額表示にしたいと提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

- 議長（盛岡英成君） 今西むらづくり振興課長。
○むらづくり振興課長（今西孝之君） 提案理由の説明を申し上げます。

先ほど村長が申しましたように、みつえ温泉姫石の湯の管理運営につきましては、御杖ふるさと交流公社に指定管理し、その利用料金については指定管理者の収入として収受しております。今回の改定は、ふるさと交流公社の自主的な経営努力を発揮しやすく、条例に基づく利用料金の枠組みの中で効果的かつ効率的なサービス提供に資するよう改正をするものでございます。主な内容は、温泉施設の利用料金を最高額の表示にすることで、平日と休日との利用料金の差別化を図り、平日の利用客の増加を目指すものでございます。

詳細につきましては、全員協議会で説明をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

- 議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で再度説明を願うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号 みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定については、全員協議会で再度説明を受け、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 39 号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定〔上程、説明、質疑〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 17、議案第 39 号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定について（御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンターは、指定管理制度により管理運営を行っていましたが、来年 3 月末で第 4 期指定管理期間が終了することに伴い、指定管理についてお諮りするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

- 議長（盛岡英成君） 寺前保健福祉課長。
○保健福祉課長（寺前多恵子君） 平成 30 年 3 月 31 日で指定管理期間が終了します、御杖村ケアハウス・デイサービスセンターの施設管理会社、社会福祉法人

清光会は、大きな事故や入所者からまたその家族からの苦情もなく、順調に運営をしていただいております。今回、この協定期間の満了に伴い、去る 11 月 17 日指定管理の指定申請書と事業計画書が提出されています。村としても引き続き同条件で社会福祉法人清光会に平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで管理運営をお願いしたいと考えております。詳細につきましては、全員協議会で説明させていただきたいと思っております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。
- 議長（盛岡英成君） 木村忠雄議員。
- 6 番（木村忠雄君） この 39 号の議案につきましては、全員協議会で協議することをございますので、そのときに契約書の明細、事業計画書の提出を求めたいと思っております。

以上です。

- 議長（盛岡英成君） ただいま、木村議員より計画書及び契約書の提出を求めるという意見がございましたが、答弁を求めます。

寺前保健福祉課長。

- 保健福祉課長（寺前多恵子君） そうしましたら、全員協議会のところで協定書と事業計画書を提示させていただいて説明させていただきたいと思っております。
- 議長（盛岡英成君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、全員協議会において資料提出の上、再度説明を願うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定について（御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター）は、全員協議会で資料の提出を受け再度説明を受け、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 40 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号） の議定〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 18、議案第 40 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算総額にそれぞれに 6,036 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 25 億 8,683 万 9,000 円とするものをございます。

今回の補正の主な内容は、平成 29 年の人事院勧告に準じて改定する職員等の人件費のほか、災害復旧利用の関係経費、庁舎及び保健センターエレベーターの修繕費用の追加、マイナンバーシステム改修経費の追加などの増額補正でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（盛岡英成君） 徳田総務課長。

○総務課長（徳田和則君） それでは、平成 29 年度一般会計補正予算（第 6 号）の詳細説明をいたします。

先ほど村長が申しましたように、平成 29 年人事院勧告に伴います人件費の補正が各項で掲載させていただいております。総額を申しますと、299 万 5,000 円の増額となり、内訳につきましては給料が 26 万 2,000 円、特別職及び一般職の職員手当 192 万 8,000 円、共済費 49 万 6,000 円、退職手当金 30 万 9,000 円となります。

それでは、予算書の 10 ページの歳出からごらんいただきたいと思います。歳出、款議会費、項議会費、目議会費、補正額 20 万 8,000 円。議会費におきましては、職員手当等のところの管理職員特別勤務手当 6,000 円を計上しておりますが、これは災害に係る分でございますが、その他の経費につきましては人勧に伴います増額補正でございます。

次に、款総務費、項総務管理費、目一般管理費、補正額△225 万 6,000 円。節区分、給料△125 万 3,000 円、職員手当等△19 万円、共済費△56 万 7,000 円、負担金補助及び交付金△24 万 6,000 円、各節で減額をしております。理由につきましては、育児休業後 10 月から 1 年職員が復帰しておりますが、当初総務課付となっておりますので、復帰後は保健福祉課勤務となりました関係で予算替えを行っております。またあわせて、人勧分を相殺した計上となっております。

続いて、目財産管理費、補正額 115 万 6,000 円、需用費 115 万 6,000 円。エレベーター修繕ということで庁内のエレベーター及び後ほどまたご覧いただきますが、保健センターのエレベーターにつきまして法定点検の結果、耐用年数の経過がしている部品がたくさんございまして、数カ所発覚しましたので取りかえ経費を計上しております。

続いて、目財政調整費、補正額△278 万 5,000 円、積立金△278 万 5,000 円。当初、県費補助金の簡易水道等整備推進事業助成交付金につきまして一般の基金積み立てをすところの予定でございましたが、簡易水道の特別会計で受けまして、簡易特別会計のほうで積み立てをいたす分減額してございます。

次に、企画費、補正額 10 万 3,000 円、企画費の補正は人勧に伴います増額補正でございます。

11 ページですが、目情報管理費、補正額 165 万 6,000 円、委託料 165 万 6,000 円、国の方針に基づきますマイナンバーシステム整備に係る改修委託経費でございます。この経費につきましては、全額国庫負担金でございます。

次に、款総務費、項徴税費、目税務総務費、補正額 17 万 2,000 円、人勧に伴います人件費の増額でございます。

ページ 12 ページですが、戸籍住民基本台帳費、目戸籍住民基本台帳費、補正額 6 万 8,000 円。同様に人勧に伴います増額でございます。

款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費、補正額 538 万 6,000 円。先ほど説明いたしました、保健福祉課の職員の増員に伴う人件費の増額と国民健康保険特別会計診療施設勘定への繰出し金が 33 万 2,000 円、介護保険特別会計 206 万 4,000 円への繰出し金を計上しております。特別会計への詳細につきましては、特別会計でご説明申し上げます。

次に、目障害者福祉費、補正額 127 万 5,000 円、委託料 127 万 5,000 円。平成 30 年 4 月から障害者福祉制度が改正されることになりまして、新たなサービスの創設や補装費の支給拡大等が実施されることになりました。これも国の方針に基づくこの制度改正に伴いますシステム改修経費でございます。補助金は、国庫補助金 2 分の 1 でございます。

次に、目老人福祉費、補正額が 5 万 1,000 円。人勸分の増額補正でございます。

13 ページ、目保健福祉センター費、補正額 95 万 2,000 円。節区分、需用費 95 万 2,000 円、エレベーター修繕ということで、先ほどご説明を申し上げましたとおりでございます。

次に、福祉医療費、補正額 31 万円、償還金利子及び割引料 31 万円、福祉医療費過年度精算に伴う分でございます。

国民年金事務費 13 万 3,000 円。人勸に伴います人件費の増額でございます。

ページ 14 ページですが、民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費、補正額 78 万 6,000 円。人勸に伴います増額でございます。

款衛生費、項保健衛生費、目保健衛生総務費、補正額が△97 万 9,000 円。この減額につきましては、職員が育児休業を取得することになった分減額、それと人勸に伴います増額を相殺しての計上となっております。

続いて、15 ページですが、農林水産業費、項農業費、目農業委員会費、補正額が 5 万 1,000 円。続いて、農業総務費、補正額が 4 万 9,000 円、ともに人勸に伴います増額でございます。続いて、目農業振興費 100 万円、負担金補助及び交付金 100 万円、ビニールハウス設置事業追加分が見込まれており、増額計上をしております。

続いて、農林水産業費、林業費、目林業総務費、補正額 6 万 2,000 円。人勸の増額でございます。

16 ページでございますが、款商工費、項商工費、目商工業振興費、補正額 25 万 2,000 円。節区分、旅費 25 万 2,000 円、地域資源活用事業ということで、事業に係りますタイ出張の旅費として 2 名分計上させていただいております。観光費、補正額 19 万 9,000 円、観光費につきましては、人勸に伴います人件費の増額でございます。また、財源内訳のうち、その他に 10 万円が新たに計上させていただいております。この経費につきましては、イベントの参加助成金として歳入が見込めることになったため、財源構成の変更をさせていただいております。

17 ページですが、土木費、土木管理費、目土木総務費、補正額 73 万 2,000 円。ここでは、人勸の増額と災害に伴います職員の超過勤務手当 50 万円を計上しております。

続いて、款土木費、項住宅費、目住宅管理費、補正額 125 万 2,000 円。内訳につきましては、人勸の増額以外に委託料で 120 万円計上させていただいております。内容につきましては、公営住宅の入居者の死亡により相続放棄された残留物処分について、弁護士と協議の結果、法的処分を行うための手続諸経費を計上させていただいております。

18 ページ、款教育費、項教育総務費、目事務局費、補正額 17 万 3,000 円。下段同じく、項小学校費、目通学対策費、補正額 5 万 2,000 円。

19 ページ、同じく項中学校費、目通学対策費、補正額 9 万 3,000 円。同じく

項社会教育費、目社会教育総務費、補正額 11 万 1,000 円。いずれも人勧に伴います人件費の増額でございます。

20 ページに行っていただきまして、款災害復旧費、項農林施設災害復旧費、目農地農業用施設災害復旧費、補正額 550 万円。財源内訳、国県支出金 247 万 5,000 円、地方債 240 万円、その他 60 万 5,000 円、一般財源 2 万円。節区分、工事請負費 550 万円、農地農業用施設災害復旧事業として行使につきましては、農地が 2 件、農業用施設が 1 件、合計 3 件でございます。なお、農地に係ります補助金が 50%、施設が 65%の補助でございます。

次に、款災害復旧費、項公共土木施設災害復旧費、目公共土木施設災害復旧費、補正額 4,110 万円。財源内訳、国県支出金 2,666 万 6,000 円、地方債 1,430 万円、一般財源 13 万 4,000 円、需用費 10 万円、これは事務費でございます。工事請負費 4,100 万円、公共土木施設災害復旧事業ということで行使につきましては、道路が 4 件、河川が 2 件で合計 4,000 万円の計上でございます。補助率が 3 分の 2 でございます、また、起債単独債として 100 万円計上をいたしまして、合計 4,100 万円となっております。

続いて、款災害復旧費、項その他公共施設災害復旧費、目その他公共施設災害復旧費、補正額 350 万円。財源内訳、地方債 350 万円。節区分、工事費 350 万円、災害による復興税体育館の裏ののり面崩壊ですが、調査の結果、該当条件がなく、起債災害復旧事業債を充当いたします。

次に、8 ページの歳入をごらんください。歳入、款地方交付税、項地方交付税、目地方交付税、補正額 722 万 7,000 円。節区分、普通地方交付税 722 万 7,000 円、留保分の交付税でございます。

款分担金及び負担金、項分担金、目災害復旧費分担金、補正額 60 万 5,000 円。節区分、農地農業用施設災害復旧費分担金 60 万 5,000 円。これは、地元分担金でございます。

款国庫支出金、項補助金、目総務費補助金、補正額 165 万 5,000 円。節区分、総務管理費補助金 165 万 5,000 円、マイナンバーシステム整備補助の 100%分でございます。民生費補助金 63 万 7,000 円、社会福祉費補助金 63 万 7,000 円、障害福祉システム改修補助金 50%の補助金でございます。災害復旧費補助金、補正額 2,666 万 6,000 円、公共土木施設災害復旧費補助金 2,666 万 6,000 円、公共土木災害事業債の事業の 3 分の 2 に係ります国庫補助分でございます。

9 ページ。款県支出金、項補助金、目民生費補助金、補正額 13 万 3,000 円。節区分、福祉医療費補助金 13 万 3,000 円、過年度分でございます。衛生費補助金、補正額△278 万 5,000 円、水道費補助金△278 万 5,000 円、簡易水道等整備推進事業助成交付金ということで、直接簡水特会で受けます関係で減額しております。災害復旧費補助金、補正額 247 万 5,000 円、農業施設災害復旧費補助金 247 万 5,000 円、農地災害事業といたしまして事業の 50%の補助金として 150 万円、農業施設災害の事業費の 65%の補助分として 97 万 5,000 円でございます。

款諸収入、項雑入、目雑入、補正額 354 万 9,000 円。節区分、雑入 354 万 9,000 円。内訳として、後期高齢者医療給付費負担金過年度精算分が 344 万 9,000 円、町村の魅力を訴えるということで追加されましたイベント参加助成が 10 万円でございます。

款村債、項村債、目災害復旧事業債、補正額 2,020 万円。節区分、農林施設災害復旧事業債 240 万円、公共土木施設災害復旧事業債 1,430 万円、公共施設災害復旧事業債 350 万円、それぞれ借り入れをいたします。

続いて、5 ページをごらんください。第 2 表、地方債補正でございます。変更、起債の目的というところで補正後をごらんください。災害復旧事業ということで、補正前の 350 万円以内から 2,020 万円を追加いたしまして、限度額を 2,370 万円に変更をいたします。以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 41 号 平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の議定〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 19、議案第 41 号 平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の議定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 御杖村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 481 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 8,848 万 1,000 円とするものでございます。主に、基金の積み立てを行うものです。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（盛岡英成君） 西岡住民生活課長。

○住民生活課長（西岡悦夫君） 失礼します。私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。

まず、それでは予算書の 5 ページ、歳出をごらんください。総務費、総務管理費、一般管理費の 4 万 9,000 円は人事院勧告による増額でございます。そして、基金積立金、基金積立金、積立金 476 万 4,000 円につきましては、先ほど上程させていただきました新たな基金として積み立てた一定の額になります。

続いて、予算書 4 ページの歳入をごらんください。県支出金、水道施設費補助金 278 万 5,000 円の増となっておりますが、これは先ほど総務課長からも説明がありましたけれども、一般会計で今まで受けていた分を本来の姿である簡易水道事業特別会計のほうに繰り入れるため増となります。

そして繰越金 202 万 8,000 円の増で 202 万 9,000 円となります。

歳入歳出それぞれ 481 万 3,000 円の増加をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしく願いします。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これか

ら質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号 平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第42号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第20、議案第42号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定を歳入歳出それぞれ2,421万8,000円追加し、歳入歳出それぞれ3億8,751万4,000円とするものでございます。

また、診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ33万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,171万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

- 議長(盛岡英成君) 西岡住民生活課長。

- 住民生活課長(西岡悦夫君) 失礼します。住民生活課からは、事業勘定の提案理由の説明をさせていただきます。

それではお手元の4ページの歳出をごらんください。総務費、一般管理費、補正額11万8,000円につきましては、国保情報データベースの改修費用でございます。保険給付費、一般被保険者療養給付費1,800万円の増については、需用費増額による補正となるものでございます。

続いて、保険給付費、一般被保険者高額療養費610万円の増についても、高額療養費増額による補正となるものです。

続いて、3ページをお開きください。県支出金、財政調整交付金11万8,000円の増については、システム改修の100%県補助金となるものでございます。

続いて、共同事業交付金、合計額で1,600万円の増については、需用費増額による県による補助金の増額となっております。

そして、繰入金、基金繰入金810万円の増につきましては、医療費増額のうち補助金を除いた不足分を基金より充当する補正分となっております。

事業勘定については、歳入歳出それぞれ2,421万8,000円の増額となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長(盛岡英成君) サイレンが鳴るまで暫時休憩いたします。サイレンの音がはっきりわかりませんので、再開といたします。なお、寺前課長におかれましてはサイレンが鳴ったときに説明をとめていただいて。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 0時02分 再開)

- 議長(盛岡英成君) それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。
寺前保健福祉課長より内容の説明をお願いします。
- 保健福祉課長(寺前多恵子君) それでは引き続き、診療所勘定の補正の内容の説明をさせていただきます。
ページ3ページをご覧くださいまして、歳出欄、総務費、総務管理費、一般管理費、給料、職員手当、共済費、負担金補助金及び交付金の合計額33万2,000円は人事院勧告に伴います人件費の補正です。
上段の歳入欄をご覧ください。32万2,000円を一般会計より繰り入れとさせていただきます補正内容でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長(盛岡英成君) 寺前課長、32万2,000円ですか。
- 保健福祉課長(寺前多恵子君) 33万2,000円です、済みません。
- 議長(盛岡英成君) 33万2,000円と訂正いたします。
ただいま提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第43号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第21、議案第43号平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を述べます。
伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君) 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,650万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億3,305万7,000円とするものがございます。介護サービス給付の増額による補正でございます。
詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。
- 議長(盛岡英成君) 寺前保健福祉課長。
- 保健福祉課長(寺前多恵子君) では、補正予算内容内訳についてご説明申し上げます。
歳出、6ページをごらんください。保険給付費、介護サービス等諸費、施設介護サービス給付費の増額1,100万円は、介護施設に入所している要介護保険者や指定施設サービスを受けた際に支給される給付費です。また下段、介護予防サービス等諸費につきましては、支援が必要と認められた人に給付され、自宅で受けるサービス費330万円。下段、特定入所者介護サービス費220万円の

増額は介護施設に入所している所得が少ない方に負担額と負担限度額の差額分を給付するものです。

歳入、4 ページをごらんください。国庫支出金 438 万 9,000 円、支払い基金交付金 478 万 5,000 円。県支出金 272 万 4,000 円は、給付費増額に対し歳入の増額分です。

繰入金、基金繰入金 460 万 2,000 円は、給付費増額のうち不足分を基金より充てる補填金です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（盛岡英成君） ただいま提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号 平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 22、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

事務局、議案の朗読をお願いします。

○事務局（中嶋英樹君） それでは、朗読いたします。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補としたいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。平成 29 年 12 月 7 日提出、御杖村長伊藤収宜。

記、住所、奈良県宇陀郡御杖村大字桃俣 560 番地、氏名、岡田法顕氏、生年月日、昭和 26 年 4 月 22 日。

以上でございます。

○議長（盛岡英成君） 提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ただいま上程されました人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、人権擁護委員岡田法顕氏が平成 30 年 3 月 30 日付で任期満了となることに伴いまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の定めるところにより、法務大臣に後任委員候補者の推薦手続をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

岡田氏は、人権擁護委員に就任以来、人権相談を初め、みずから学校等において人権講座を行うなど多目的に職務に献身的な努力をいただいております。今後も、さらに充実した人権擁護委員活動を行っていただけるものと確信し、再度推薦しようとするものでございます。何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（盛岡英成君） ただいま提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） ここで暫時休憩いたします。15分まで暫時休憩といたします。整い次第再開いたします。
（午後0時11分 休憩）
（午後0時14分 再開）
- 議長（盛岡英成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
これより、日程第22、諮問第1号について採決を行います。
ただいま、お手元に配付いたしました答申案を事務局に朗読させます。
中嶋議会事務局長。
- 中嶋議会事務局長 それでは、答申案を朗読いたします。本文についてのみ朗読をいたします。
人権擁護委員候補者の推薦に関する答申。
本議会は、12月7日に諮問のあった岡田法顕氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、次のとおり答申します。
記、意見、岡田氏は僧侶として培った経験を生かし、平成8年12月1日から長期間にわたり同委員に就任していただいております。ご多忙にもかかわらず熱意を持って人権思想の普及と人権の擁護に努められていることに、まずもって敬意を表したいと存じます。人権擁護委員としてこの上ない人選であることから、平成29日、12月7日の会議において諮問原案に対し、適任と可決しましたので、これを答申とします。
答申案は以上でございます。
- 議長（盛岡英成君） お諮りします。本案諮問に対し、答申案のとおり適任である旨の答申をしたいと思っております。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎同意第16号 御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求める
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第23、同意第16号 御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについてを議題とします。
事務局、議案の朗読をお願いします。
- 事務局（中嶋英樹君） それでは、朗読いたします。
同意第16号 御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて。
次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成29年12

月 7 日提出。御杖村長、伊藤収宜。記、住所、奈良県宇陀郡御杖村大字桃俣 560 番地、氏名、岡田法顕、生年月日、昭和 26 年 4 月 22 日。

以上でございます。

○議長（盛岡英成君） 提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本村教育委員の岡田法顕氏は、平成 16 年 12 月 13 日に就任以来、本村の教育行政、的確なる指導・助言をいただいておりますが、当該任期が本年 12 月 22 日をもって任期満了となることから、引き続き卓越した識見を有する同氏に本村教育委員に就任いただきたく、今回、今定例会に上程させていただくものでございます。

岡田氏は、地域のアクションリーダーとして地域活動に積極的に参加されるとともに、ことに子供たちの活動や教育には情熱を注がれ、過去においてはスポーツ少年団、子供マラソンの指導にと心血を注いでいただきました。また、教育委員会議では積極的に発言され、子供たちや学校などに数多くの提言をされてきました。

岡田氏は元来温厚にして豪傑であることは地域・住民の知るところであり引き続きの就任には何ら障害はないものと考えておりますので、本件について議員皆様方のご同意をお願いするものであります。よろしく申し上げます。

○議長（盛岡英成君） ただいま提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。日程第 23、同意第 16 号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、同意第 16 号 御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎同意第 17 号 御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき 同意を求める〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程 24、同意第 17 号 御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題とします。

事務局、議案の朗読をお願いします。

○事務局（中嶋英樹君） 朗読いたします。

同意第 17 号 御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。平成 29 年 12 月 7 日。御杖村長、伊藤収宜。記、住所、奈良県宇陀郡御杖村大字神末 2783 番地、氏名、竹村 勝、

生年月日、昭和 26 年 9 月 20 日。

以上でございます。

○議長（盛岡英成君） 提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 現在、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております今西成夫氏が、この 12 月 23 日を持ちまして任期が満了いたします。引き続きお願いをするつもりでしたが、本人から辞退したいとの意思があり、新しく、竹村勝氏を選任いたしたいと思えます。

竹村氏は、元農協職員で社会的な経験が豊富であり、固定資産評価委員として適任者であると確信しお願いするものでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（盛岡英成君） ただいま提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決を行います。日程第 24、同意第 17 号について採決をします。これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、同意第 17 号 御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（盛岡英成君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、12 月 15 日午前 10 時より開くことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後 0 時 21 分 散会）

第 2 号 (12 月 15 日)

平成 29 年 12 月御杖村議会定例議会（第 2 号）

平成 29 年 12 月 15 日
開議 午前 10 時 00 分

◎議事日程

- 日程第 1 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 29 年度御杖村一般会計補正予算）（第 4 号）について
 - 日程第 2 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号））について
 - 日程第 3 議案第 30 号 御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処
分に関する条例の制定について
 - 日程第 4 議案第 31 号 御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一
部を改正する条例の制定について
 - 日程第 5 議案第 32 号 職員の休業等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
 - 日程第 6 議案第 33 号 御杖村議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
 - 日程第 7 認定第 34 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 8 議案第 35 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
 - 日程第 9 議案第 36 号 みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の
制定について
 - 日程第 10 議案第 37 号 御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制
定について
 - 日程第 11 議案第 38 号 みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定につい
て
 - 日程第 12 議案第 39 号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
 - 日程第 13 議案第 40 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定
について
 - 日程第 14 議案第 41 号 平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第
1 号）の議定について
 - 日程第 15 議案第 42 号 平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第
2 号）の議定について
 - 日程第 16 議案第 43 号 平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
の議定について
 - 日程第 17 議員派遣について
 - 日程第 18 閉会中の継続審査申出について（議会運営委員会）
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 盛岡英成君 | 副議長 | 山岡隆良君 |
| 1番 | 葛城昌俊君 | 2番 | 古川芳明君 |
| 3番 | 吉田俊弘君 | 4番 | 山岡隆良君 |
| 5番 | 松岡一生君 | 6番 | 木村忠雄君 |
| 7番 | 盛岡英成君 | 8番 | 山崎往男君 |

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 葛城昌俊君 | 8番 | 山崎往男君 |
|----|-------|----|-------|

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|-----------|--------|
| 村長 | 伊藤収宜君 |
| 教育長 | 丸山栄君 |
| 総務課長 | 徳田和則君 |
| 住民生活課長 | 西岡悦夫君 |
| 産業建設課長 | 藤田辰猪君 |
| むらづくり振興課長 | 今西孝之君 |
| 保健福祉課長 | 寺前多恵子君 |
| 教育委員会次長 | 明田光弘君 |
| 会計管理者 | 鈴木敏夫君 |

◎職務のため議場に出席した事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 中嶋英樹君 |
| 書記 | 徳田仁君 |

〔 発言記録 〕

(午前 10 時 00 分 開議)

◎開議の宣告

○議長 (盛岡英成君) 皆さん、おはようございます。

本日の 12 月定例会の続会をご案内させていただきましたところ、ご出席をいただきまことにありがとうございます。

全議員出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配付しています日程 (第 2 号) のとおりとします。

◎承認第 7 号 専決処分の承認を求める (平成 29 年度御杖村一般会計補正予算 (第 4 号))、 承認第 8 号 専決処分の承認を求める (平成 29 年度御杖村一般会計補正予算 (第 5 号)) [報告、質疑]

○議長 (盛岡英成君) まず、日程第 1、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度御杖村一般会計補正予算 (第 4 号) について)、日程第 2、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度御杖村一般会計補正予算 (第 5 号) について) を一括議題とします。

この案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。

会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

○予算決算委員長 (松岡一生君) 予算決算委員会、委員長報告。専決処分 (補正 2 件) 。

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度一般会計補正予算 (第 5 号) について)

予算決算委員会を代表しまして、本委員会に付託されました承認第 7 号及び承認第 8 号の専決処分 2 件について、一括して審査の結果と経過についてご報告いたします。

まず、審査の経緯ですが、12 月 7 日の本会議において、専決補正予算の承認 2 件及び補正予算の議定 4 件が付託されたことを受け、去る 12 月 11 日に委員会を開催しました。当日は、全委員及び村長、教育長、また各部局の所属長出席のもと審査を行いました。

審査の経過でございますが、ただいま議題となっております一般会計補正予算 (4 号) と (5 号) の専決処分につきまして、各補正予算ごとに質疑及び討論と採決を行いました。両案件とも質疑及び討論はございませんでした。

採決の結果につきましては、両案件とも全員の賛成により、承認すべきものと決定いたしました。

以上で、承認第 7 号及び承認第 8 号についての、予算決算委員会の審査報告を終わります。

○議長（盛岡英成君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。続いて、議案ごとに討論・採決を行います。

◎承認第 7 号 専決処分の承認を求める（平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）〔討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 日程第 1、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）について）を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は承認です。

日程第 1、承認第 7 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）について）は、委員長報告のとおり承認されました。

◎承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）〔討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 続いて日程第 2、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）について）を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は承認です。

日程第 2、承認第 8 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）については、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第 30 号 御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定〔討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に日程第 3、議案第 30 号 御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明及び質疑を終えていますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。

日程第 3、議案第 30 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 30 号 御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号 御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定〔討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に日程第 4、議案第 31 号 御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案については、開会日に提案理由の説明及び質疑を終えていますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。

日程第 4、議案第 31 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 31 号 御杖村個人情報保護条例及び御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定〔討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に日程第 5、議案第 32 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明及び質疑を終えていますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を行います。

日程第 5、議案第 32 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま

す。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 32 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に日程第 6、議案第 33 号 御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明及び質疑を終えていますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を行います。

日程第 6、議案第 33 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 33 号 御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に日程第 7、議案第 34 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明及び質疑を終えていますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を行います。

日程第 7、議案第 34 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 34 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号 一般職員の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定〔討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に日程第 8、議案第 35 号 一般職員の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明及び質疑を終えていますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を行います。

日程第 8、議案第 35 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 35 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号 みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定〔討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に日程第 9、議案第 36 号 みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明及び質疑を終え、全員協議会においても説明いただいていますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を行います。

日程第 9、議案第 36 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 36 号 みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定〔討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に日程第 10、議案第 37 号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明及び質疑を終え、全員協議会においても説明いただいていますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を行います。

日程第 10、議案第 37 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 37 号 御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号 みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定〔討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に日程第 11、議案第 38 号 みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、開会日に

提案理由の説明及び質疑を終え、全員協議会においても説明いただいておりますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を行います。

日程第 11、議案第 38 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 38 号 みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号 御杖村の公の施設の指定管理の指定[討論、採決]

○議長(盛岡英成君) 次に日程第 12、議案第 39 号 御杖村の公の施設の指定管理の指定について(御杖村ケアハウス、御杖村デイサービスセンター)を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明及び質疑を終え、全員協議会においても説明いただいておりますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を行います。

日程第 12、議案第 39 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 39 号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定について(御杖村ケアハウス、御杖村デイサービスセンター)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 6 号)

の議定、

議案第 41 号 平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)の議定、

議案第 42 号 平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の議定、

議案第 43 号 平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 2 号)の議定、

[報告、質疑]

○議長(盛岡英成君) 次に日程第 13、議案第 40 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 6 号)の議定について、日程第 14、議案第 41 号 平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)の議定について、日程第 15、議案第 42 号 平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の議定について、日程第 16、議案第 43 号 平成 29 年度御杖村介護保険

特別会計補正予算（第2号）の議定について、以上4件を一括議題とします。

本案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第41条第1項の規定に基づき、本件について委員長より、審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

- 予算決算委員長（松岡一生君） 議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号の議定について、予算決算委員会を代表いたしまして、本委員会に付託されました議案第40号から議案第43号までの補正予算4件につきまして、一括して審査の結果と経過をご報告いたします。

経緯につきましては、先の案件で報告させていただきましたので省略をさせていただきます。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。一般会計補正予算（第6号）では、最初に、むらづくり振興課長より追加の説明があり、質疑におきましては2名の委員が質問を行い、当局より答弁いただきました。

簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）では、1名の委員が質問を行い、答弁をいただきました。国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び介護保険特別会計補正予算（第2号）では、質疑・討論ともにございませんでした。

質疑の内容につきましては、全議員出席の委員会ですので割愛をさせていただきます。

採決の結果につきましては、4案件とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第40号から議案第43号についての予算決算委員会の審査報告を終わります。

- 議長（盛岡英成君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第40号 平成29年度御杖村一般会計補正予算（第6号） の議定〔討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 続いて、議案ごとに討論及び採決を行います。

まず、日程第13、議案第40号 平成29年度御杖村一般会計補正予算（第6号）の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

日程第13、議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、議案第40号 平成29年度御杖村一般会計補正予算（第

6号)の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第41号 平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定〔討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に日程第14、議案第41号 平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

日程第14、議案第41号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第41号 平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第42号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定〔討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に日程第15、議案第42号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

日程第15、議案第42号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第42号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第43号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定〔討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に日程第16、議案第43号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

日程第 16、議案第 43 号は委員長の報告のとおり賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第 43 号 平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 2 号)の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣〔上程、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に日程第 17、議員派遣についてを議題とします。

議員を派遣しようとするときは、会議規則第 129 条の規定により、議会の議決で決定することとなっております。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配りました資料のとおり派遣することにしたいと思います。また、派遣内容について一部の変更については、議長において行いたいと思いますが、これらにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはお手元に配付した資料のとおり派遣することを決定し、一部の変更については議長において行うことといたします。

◎閉会中の継続審査申出〔上程、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に日程第 18、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元に配付した資料のとおり会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(盛岡英成君) これにて、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

よって、平成 29 年 12 月御杖村議会定例会を閉会します。

大変、お疲れさまでした。

(閉会 午前 10 時 28 分)

◎会議録署名

御杖村議会会議規則第 127 条の規定によりここに署名する。

御杖村議会 議長 盛岡英成

御杖村議会 議員 山崎往男

御杖村議会 議員 葛城昌俊